

2021 年 7 月 30 日 31 日小改正 8 月 4 日小補 6 日小補 7 日小補 ii 8 日小補 ii
10 日小補 11 日小補 12 日付記 17 日 iii 小補 21 日 ii 小補 9 月 5 日小補

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 34

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

黄沙隊及び阮朝の黄沙處調査に関して、未掲載の資料及不完全な形でしか掲載していない資料を提示する（後半にまとめて載せる）。これらの資料の検討を通じて、19 世紀前半に阮朝が黄沙處（パラセル諸島）を国土の一部として認識していた可能性が極めて高いことを論じたい。使用する資料は次の文献の付録として掲載された資料の影印から取ったものである。後者は前者の再版であるが、掲載資料に相違がある。

Ủy ban Nhân dân huyện Hoàng Sa[UBNDHHS].2012. *KỶ YẾU HOÀNG SA*. Đà Nẵng: Nhà Xuất bản Thông tin và Truyền thông.

Ủy ban Nhân dân huyện Hoàng Sa[UBNDHHS].2014. *KỶ YẾU HOÀNG SA tái bản*. Hà Nội: Nhà Xuất bản Thông tin và Truyền thông.

1 18 世紀段階の黄沙隊については簡単な検討に留める。現地文書 A は理解しがたいところもあるが、おそらく癸亥年（1743 年であろう）に黄沙隊の船がフエ近郊の沿海村落に流れ着いたことを伝えているものであろう。この読みが正しければ、黄沙隊は 18 世紀の前半に既に存在していたことになる。現地文書 B はリーソン島内の漁民が阮氏政権の指示を受けて黄沙隊を組織し活動していたことを示している。この史料から、外来者である北部人の黎貴惇がその現地調査を通じて獲得しその著作に盛り込んだ中部の情報が正確なものであったことが確認できる。

2 嘉隆帝の時代についてはここに黄沙関係の新たな資料は提示していないのだが、『大南寔録』の中の関連する記述を再検討し新たな認識を示すことにする。

嘉隆期には次の二回の黄沙調査が行われたことが知られている。

嘉隆 14 年（1815）2 月

「遣黄沙隊范光影等往黄沙深度水程」

『大南寔録』第一紀卷 50:6a

嘉隆 15 年（1816）3 月

「命水軍及黄沙隊乘船往黄沙深度水程」

『同』第一紀卷 51：10a

黄沙の深度と水程（ルート）を調査していること、初回は黄沙隊が派遣されただけであったのに 2 回目には水軍が参加していることが知られる。何故のこのような調査が行われたのであろうか。実はこのころ嘉隆帝は盛んに海洋調査を行っていた。嘉隆 12 年（1813）春正月には諸地方沿海汛守（沿海警備所）に命じて、付近の沿海河口部の深淺広狭を調査させ図本を提出させている（『同』第一紀卷 46：3b-4a）。黄沙調査が行われた嘉隆 14 年（1815）2 月には、諸営鎮（地方官衙）に命じて海路・遠近を測量して図を提出させている（『同』第二紀卷 52：14a）。さらに嘉隆 16 年（1817）6 月には工部右参知阮徳暄・左参知段日元に命じて河僊から安広までの諸海汛の潮汐の深度、海路の距離を掲載した沿海録二巻を編纂させている（『同』第一紀卷 55：20b）。黄沙の調査が全国的な沿海調査の一環として行われたことは十分ありうることであろう。つまり嘉隆帝が黄沙を国土の一部として認識していた可能性は十二分にある。

しかし、何故嘉隆帝はこのように沿海の情報を重視するようになったのか。阮福映（のちの嘉隆帝）は西山勢力にフエやサイゴンから追われたのち、南シナ海とくにシャム湾の島々に逃れ、そこから挽回して国土を回復した。海と島は阮朝の出発点である。嘉隆帝はもともと海の重要性を深く理解していた。

なぜこの時期にこのような動きがはじめられたのか。これは補遺 16・補遺 24 で推測したように、イギリス海軍水路部の調査によってこの時期にヨーロッパの航海者の南シナ海認識が大きく変わりつつあることを嘉隆帝が敏感に察知していたからではないかと考える。

3 明命帝は 1820 年に即位してから 10 年ほどは黄沙に関心を向ける余裕がなかったようである。阮朝硃本①に見られる明命 11 年（1830）の一つの事件が明命帝に黄沙への関心を呼び覚ました可能性はある。ベトナム人の派遣官吏を載せたフランスの商船がルソンに向かう途中で「黄沙の西」で遭難したために二隻のサンパンに分乗してダナンへ向かったという事件である。一隻は自力でダナンに到着しもう一隻はダナンの沿岸警備隊が外洋に迎えに出ている。この時点でフランスの航海者もベトナムの沿岸警備も既にバラセル諸島とベトナム沿岸部の地理的關係を正確に認識していたはずである。そのためにこのような行動が可能であった。ベトナムの派遣官吏がルソン行きのフランス商船に便乗していたという点も興味深い。これは阮朝が情報収集、航海演習、商品の買い付けのために行っていた外洋公務の一環であろう。

明命 14 年（1833）秋 8 月に明命帝は工部に対して「廣義洋分之黄沙之處」では外国商船がしばしば難破しているので船を派遣して植林を行い危険区域を認識しやすくすべしと指示している。この認識に上の事件が影響を与えた可能性はあろう『同』第二紀卷 10：16b-17a）。

翌明命 15 年（1834）年に確かに黄沙への船の派遣が行われるのだが、違う目的がそこに

は示されるようになっている。

遣監城隊長張福仕興水軍二十餘人乗船往廣義黃沙處描取圖本及還。

『同』第二紀卷 122:23ab

監城衛の隊長が水軍を率いて黃沙に向かい絵図を作成して帰還したと記されている。監城衛の一つの重要な任務は測量と地図作成である。ただし、現地文書 C に見えたとおり、この調査は阮朝の水軍のみで行われたものではない。「沿海之民夫諳熟海程者」が動員された。そのリーダーは平山縣安海坊柁工鄧文諂であり、このほかにもリーソン島内の安永坊や安海坊の船乗りが参加していることが知られる。彼らの海に関する local knowledge がパラセル調査に必要不可欠であったことが知られる。

明命 16 年 (1835) 年にも黃沙調査が行われている。監城兵も参加しているのだが、地図作成について言及がない。むしろ廟宇と石碑の建設に力が傾注されたようである (『同』第二紀卷 154:4ab)。

明命 17 年 (1836) 年春正月には、工部はこの年以降毎年黃沙へ水軍弁兵・監城を派遣して測量・観測を行い地図を作成すること、広義と平定の民船を動員することを提案して承認されている (『同』第二紀卷 165:24b-25a)。ただし、阮朝硃本②によれば、この時の調査隊は圖本を持ち帰らなかったで、責任者が処罰されている。阮朝硃本③によれば、明命 18 年 (1837) の調査では「11 か所の沙嶼に立ち寄り地図を作製したが、まだ不十分である (所經沙嶼十一處描繪圖本未爲週到)」と記されている。

明命 19 年 (1838) の調査は出発が大きく遅れたことが問題となった (阮朝硃本④) が、結局それなりの成果を達成した。阮朝硃本⑤によれば、調査隊の責任者を次のように述べている。黃沙には四つの海区があるが、今回調査したのは三か所のみである。もう一つの区域はずっと南方にあるからである。調査した三つの海区には「二十五嶼」があるが、今回探査したのは「十二嶼」のみである。調査の結果、図本四幅 [別画三幅、合画一幅] を持ち帰るが、「まだ十分明確ではない (所画未甚明白)」と工部には評価されている。

この調査隊の南シナ海認識はおそらくかなり正確なものである。未調査の南方の海区はスプラトリー諸島であろう。海南漁民の『更路簿』を見ても東海 (パラセル) 側から北海 (スプラトリー) 側へ進むのは通常のコースであり、ベトナムの海民もパラセルの南方にスプラトリーがありそちらに進むことが出来ることは熟知していたであろう。調査した三か所というのは、Crescent group、Amphitrite group の北側、Amphitrite group の南側であろう。各海区について英語名のついた対象物を挙げてみよう。

Crescent group : Money Is., Antelope Rf., Robert Is., Pattie Is., Observation Bank, Crescent Is., Drummond Is., Duncun Is., Palm Is.

Amphitrite group の北側 : West Sand, Tree Is., North Is., North Sand, Middle Is., South Is., South Sand, Rocky Is., Woody Is., Ittis Is., Dido Bank, Pyramid

Rock, Neputuna Bank

Amphitrite group の南側：Jehangire Bank, Bremen Bank, Bombay Rf., Herald Bank, Pasu Keak

「二十五嶼」という数え方は良い線なのではないか。

阮朝硃本⑥⑦から、紹治6年(1846)・紹治7年(1847)の黄沙調査が中止されたこと、さらにその次の年の調査中止も決定されたが知られる。阮朝硃本⑥には、「本国の海洋領土である黄沙處へは海路に熟達させつために毎年調査兵船を派遣していた(本國海疆之黄沙處遞年例有派出兵船往探以熟海程)」とあるので、1839～45年までは兵船が派遣されていた可能性は高い。ただし地図作製について言及はなく、主たる目的ではなくなっていたのかもしれない。1848年の派遣中止の理由は「このごろ公務繁忙であるため(日下公務稍属殷繁)」とされている。フランス海軍がベトナム海岸で示威行動をするような時代に入り、海に対しても別の対応が迫られるようになっていたのかもしれない。

ここで注目すべきは「本國海疆之黄沙處」という文言である。このような海洋領土としての黄沙の認識はこのとき突発的に生じたものなのだろうか。そうではないと考える。明命15年(1834)年に最初の船隊が派遣されたときに主たる目的とされたのは、監城衛による絵図の作成であった。この企図は決して独立した計画ではなかった。明命帝は絵図マニアであった。次の表に見られる通り、全国各地の絵図を監城衛に作成させ、国土を可視化しようとしていた。その一連の動きのなかに黄沙調査も位置づけられる。おそらく不十分なものであったにせよ、1838年の黄沙の圖本の提出によって初期の目的は達せられたのではないか。ここに確かに可視化された国土のなかに黄沙が位置づけられたわけである。そのあとの黄沙への兵船派遣はやや情性的に行われていたのかもしれない。紹治帝が派遣継続に積極的でなかったのはそのせいもあるのではなからうか。いずれにせよ、重要なことは、兵船派遣が情性化しても、明命帝が確立した海洋国土の意識は希薄しなかったということである。その証左が「本國海疆之黄沙處」という文言である。

その国土意識はその後『大南一統志』に盛り込まれる。その最後の版が、李準のパラセル調査の行われた1909年に刊行されていることは忘れてはならない。明命帝の黄沙調査は李準のパラセル調査に勝るとも劣らないものであった。否、はるかに勝っているというべきである。

年次	場所/事象	地図の種類	作成者/実施者	通巻 頁数*
1815	立繪成局		監城隊長杜福盛	929
1820	広徳源頭	山川林麓遠近險易	監城副使杜福盛ほか	1519
1821	広徳	山川地図	監城副使杜福盛	1533
1821	京師以北	水程図	監城	1566
1821	嘉定城轄諸鎮及真臘	山川里路	監城使掌奇陳文学	1569

	地界			
1822	甘露道（自釣鰲至哀牢）	山川形勢	監城副使杜福盛	1603
1822	定監城差派賞格			1616-17
1824	立嘉定城繪成局		監城衛該隊阮文唱	1736
1824	定監城衛員額・ 定衛兵差派賞例			1737-38
1826	初置護城兵馬司、以網城・監城二衛隸之。			1896
1827	乂安	山川形勢	護城兵馬司兵馬副使杜福盛	1985
1827	改定監城公差賞罰例			2043
1827	由歸合往樂凡、由朗田往鎮寧、抵萬象城	「凡經過山川形勢險易及民居遠近家屋稠疎一詳細繪圖」	監城黎德錄・阮公進	2058
1828	清化	山川形勢	護城兵馬司副使杜福盛	2096
1828	北城内五鎮	山川形勢=「北城全轄圖」（2236）	護城兵馬司副使杜福盛	2118-19
1830	広平之慈澳 乂安之安澳、清化之雲山	地形水勢	監城胡文特・黎德進	2361
1831	興化、広安	山川形勢	監城副衛尉阮文唱	2478
1831	諸地方所轄汛(定看度沿海汛口例)	「繪成圖本」		2438-39
1832	広治	「朕參閱輿圖爾轄亦無山川形便之處」		2639
1833	龍山村・建隆村・秀田村（安江）	「圖本」（營建城池）	監城	2675
1834	富安以南諸轄	山川形勢	監城署副衛尉阮文唱	3188
1834	南榮城凡真臘夾接暹界地面並可通暹國諸要路			3188
1834	河僊凡陸路可通暹界など			3188
1834	広義黃沙處	「描取圖本」	監城隊長張福仕	3198

*慶應義塾大学言語文化研究所影印『大南寔録』の通巻頁數

なお、住民の居住する沿海の島嶼の場合にはより明確に領土として認識され防衛の対象とされている。

帝諭兵部曰、諸地方海分島嶼多有人民居聚、向來無官給船艘器械、一遇海匪乘間抄掠無以防剿。可傳諭沿海諸省督撫布按、各照所轄島嶼有居民者、飭令整理漁藝船、務得輕快。民數多者三艘、少者二艘、每艘可容數十人上下、所費官爲給直、再量給長槍鳥鎗藥彈、使之巡哨。如見海匪一面相率勦禦一面馳報免致不及、事然此乃隨宜預辦以衛民生。(略)

『大南寔録正編第二紀』卷 122:4b-5a 明命 15 年 (1834) 春三月条。

阮朝にとって海は疑いもなく国土の一部とみなされていた。明命 16 年 (1835) 10 月明命帝はフエの宮城内に九つの鼎を設置する (『大南寔録正編第二紀』卷 160:27b-28a)。夏王朝を建てた禹は治水事業を行い、かつ天下を九州に分け、各州から集めた金をもって国土の統治を象徴する鼎を作ったという故事に基づく。『尚書』禹貢篇には九州の山川と産物 (貢納品) が記されている。東アジアの国家の基盤は古来、山河であり、「州」→政治単位である。東アジアの国家にとって自然環境と政治単位が不即不離に結びついた面的な国土が必要条件である。Geobody 論者にはこの基本が分かっていない (■補論)。明命帝にとっても国土の基盤は山河であり、政治単位 (ここでは「省」) の集合体である。さて、明命帝は九つの鼎の中段にベトナムの山河を刻み込んだ。実は山河だけではなかった。そこには東海 (南シナ海) が描かれている (禹貢の川は海に流れ込むまでである)。海はベトナム阮朝の国土の確かな一部分であった。

資料

□内は判読困難な箇所を推測。□は判読不明字。

1 現地文書

A. 景興二十年（1759） [UBNDHHS 2014: 205]

フエ近郊の美全坊（làng Mỹ Lợi, xã Vinh Mỹ, huyện Phú Lộc, Thừa Thiên Huế）の資料

紆海門巡官順徳侯

計

一付美全坊宜就安朋。由癸亥年黃沙隊船裡信被在安朋、捉美全坊接處遞抬就江津。至戊寅年節料稅船首張被在安朋地方、再捉美全坊同妥抬遞、各就正殿。至茲艚被在美全坊、催安朋坊遞抬艚板與美全由河。安朋故意不抬遞此板数。申付美全拘安朋坊錢參貫。茲付。

景興二十年九月十九日

B. 泰徳 9 年（1786） [UBNDHHS 2012: 188]

リーソン島内（nhà thờ họ Vũ, phường Anh Vĩnh）の資料

ワープロで打ち直したものの写真を掲載

示止（下？）

太傅總理歩兵民諸務上將公

計

一差黃沙隊該會徳侯（侯？）通繼率内隊牌始鉤船肆隻、漚海直至黃沙並岫嶠海外等處、尋取銀金銅器及大砲小砲玳瑁海巴申（甲？）、貴魚各項、懷載調回貴京會納如例。若望慢不計更奸除各貴物及生事燄民有罪。茲差。

泰徳九年二月十四日

C. 明命 15 年（1834） [UBNDHHS 2014: 207]

義省布按官 爲憑給事。照得、月前接兵部咨叙、奉勅部行咨先行預□征船參艘修補堅固、竣在京派員及水軍弁兵前往協同駛□黃沙處等因欽此、祈雇□在省輕快船參艘並隨船物件各行修補、再出去年所派之武文雄及增揀沿海之民夫諳熟海程者充船工水手、前後務要每艘捌名該貳拾肆名、務於參月下旬乘順駛放等因。茲辦理各已清妥派員現已乘梨船駛到。茲據武文雄遴

擇善水民鄧文詔等可堪柁工事等因。合行憑給。宜乘船壹艘、率內船水手等名、從派員弁兵並武文雄同往黃沙處奉行公務、這海程閑要、須宜實力承行、務得穩安。若疎忽必干重罪。所有干名□□□□須至□□。

右憑給

平山縣安海坊柁工鄧文詔□塩村楊文定〔據此〕

計

水手

名提	范□□	安永坊	名□	洵文□	□□□□□
名□	陳文□	安永坊	名□	阮文孟	安海坊
名黎	陳文黎	□安邑	名盈	阮文盈	□□縣□□□□村
□□□			張文才		

明命拾五年肆月拾五日

2 阮朝硃本

① 明命 11 年（1830 年）6 月 27 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 43, tờ 61）
[UBNDHHS 2014: 218-219]

沱灤海口守禦臣阮文語稽首頓首百拜謹奏爲表聞事。本年月貳拾日寅[刻]富浪沙商船主之[都鳴岐離並財副衣朶]派員黎光瓊等駕海往呂宋商壳、事經申報在案。[貳拾]柒日寅刻忽見財副之衣朶並水子拾壹名乘杉板壹艘入本汴、稱謂、本月貳拾壹日夜貳鼓船經黃沙西而偶□着淺、水入船心、深捌尺餘、商同撰取官銀貳廂並些少伙食分乘杉板貳艘、乘順漈回。弟船主都鳴岐[離]・官銀・派員所乘之杉板壹艘後行未至。臣即飭撥本汴巡船裝載清水出洋、尋覓業已疏報。午刻遇着都鳴岐離並派員水手該拾五員名、現已獲牽逸回汴、人銀均得全完。再派員之黎光瓊等均稱現方勞渴患病、懇數日後平復迅即上京公務等因。臣輒敢備將緣由恭摺具奏。臣臨疏不勝戰慄之至。謹奏。

明命拾壹年陸月貳拾柒日

臣阮文語記

本月貳拾捌日奏

硃批覽

充辦內閣事務侍郎何宗權張登桂奉抄送
商舶爲憑印結是實

② 明命 18 年（1837）7 月 13 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 57, tờ 244）
[UBNDHHS 2014: 221-222]

明命拾捌年柒月拾叁日

工部奏、此次派往黃沙公回、其放駛需緩之京派水師率隊范文卞・省派向引武文雄范文笙・柁工劉德直經蒙明旨杖責矣、所有原派兵民船艘【廣義二艘平定二艘】應各放回原伍原所、惟臣部經查去年派往復黃沙公務之管率向引等名以回時無有圖本獲咎、至如兵丁蒙賞一月餉錢、民夫蒙賞錢二貫等因在案。此次公回、除經得處分之范文卞等四名毋庸議外、其在行兵民似應照例擬賞。第臨時賞賜出自天恩、臣部未敢率擬。再効力之監城犯弁張日帥去年曾派往黃沙効力、因口無有圖遞回、欽奉明旨仍依原案斬監候、其此次該名應得如何定奪、謹奉一併聲叙候旨。

臣阮文祐奉草

臣何維藩臣李文馥奉閱

爲兵再俟差派

③ 明命 18 年（1837）7 月 13 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 57, tờ 245）
[UBNDHHS 2014: 224-225]

明命拾捌年柒月拾叁日臣何維藩臣李文馥奉呈上諭、前經派出水師・監城並廣義平定二省兵民船艘駛往黃沙相度、茲現已駛回、除放駛需延之京派水師率隊范文卞・省派向引武文雄・范文笙・柁工劉德直該四名經有旨杖責外、至如在行兵民洋程跋涉亦屬艱勞、所應量加賞給加恩、兵丁著各賞一月餉錢、民夫著各賞錢二貫、就中省派之民夫船艘著即放回生業、再原監城犯弁張日帥前干督辦搗煉火藥率意營私以致禁帑誤工之案得斬監候、去年曾經派往黃沙並嘉定城工効力贖罪、茲又派從相度、雖所經沙嶼十一處描繪圖本未爲週到而累次苦差亦屬稍知愧奮、加恩張日帥著即行放釋、仍交監城衛爲兵、俟後隨事差派以贖前罪欽此。又奉照在行兵丁二十二名（水師二十名監城二名）民夫三十一名合併聲叙。

臣阮文祐奉草

臣何維藩臣李文馥奉閱

④ 明命 19 年（1838）閏 4 月 2 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 57, tờ 245）
[UBNDHHS 2014: 227-228]

明命拾玖年閏肆月初貳日

工部奏、照派往黃沙一欸、臣部業經議請三月下旬放洋達其處周遭相度至六月下旬乃回等因欽奉準在案即已恭錄。平定廣義等省遵辦並遴派部司侍衛欽天監城及水師兵船前往矣。嗣接義省節次咨叙、京派兵船於三月二十一日駛到、定省民船四月初三日駛到、向引之范文笙於是[月初玖日續]到、節據派員等詳稱、自四月初十日至二十六日東[風]連發未便放洋、該省員驗之在省風色亦依、懇俟何日南風順便、該船放駛即行續報等因。臣部奉照派往黃沙相度奉有明限以三月下旬放洋、乃因風水未便延至四月下旬尚未駛放、殊屬逾限、輒敢據實聲叙具奏。

臣黎輝琨奉草

臣何維藩臣李文馥奉閱

⑤ 明命 19 年（1838）6 月 21 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia）
[UBNDHHS 2012: 197]

明命拾玖年陸月貳拾壹日

工部奏、茲接派往黃沙之□部司杜懋賞・侍衛黎仲伯等現回抵、部臣等略問、據稱、此次經到三所該二十五嶼[內這年節次經到十二嶼。內這年未曾經到十三嶼]。仍據向引武文雄等稱謂、這黃沙全處該四所、此次現到已得三所、惟一所係這各處之南、相隔稍遠。因日下南風盛發、節候就晚、未便駛往、懇容到次年再往一次等語。再據見遞回圖本四幅[別畫三幅、合畫一幅]、經照所畫未甚明白。又日記一本現未精繕。懇容臣部評閱。並飭令改繪精繕續進。又據該等詳稱、此行間有檢獲紅衣鋼砲一位並赤珊瑚石・海巴甲・生鳥各項、茲現遞回。輒敢先將大略聲叙具奏。

臣湯輝慎奉草

臣何維藩臣李文馥奉閱

⑥ 紹治 7 年（1847）正月 26 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 41, tờ 42）
[UBNDHHS 2014: 230-231]

紹治柒年正月貳拾陸日

工部奏、紹治五年六月日奉勅著部存記、紹治六年停派往探黃沙、俟至次年覆奏候旨等因欽此、茲具由覆奏、應否派往之處、聲叙候旨。

臣阮廷鳳奉攷

臣陶士貺奉草

臣林維義臣阮文典臣張國用奉閱

⑦ 紹治 7 年（1847）12 月 28 日（Trung tâm lưu trữ Quốc gia I Quyển 51, tờ 253）

[UBNDHHS 2014: 233-234]

紹治柒年拾貳月貳拾捌日

工部奏、奉照本國海疆之黃沙處遞年例有派出兵船往探以熟海程、紹治五年六月日欽奉聖訓紹治六年停其派往至次年覆辦欽此、本年正月日臣部經奉具由聲覆、欽奉聖筆硃批停欽此。頗開春已屆往探之期所應預先整備、第照之日下公務稍屬殷繁、其開年往探黃沙請應停派、俟至下年再行覆奏候旨遵辦、輒敢聲叙具奏。

臣阮有度奉攷

臣阮直奉草

臣阮文典臣張國用臣阮廷興奉閱

補論

geobody 論はユニークな議論だとは思いますが、東アジアを理解するにはあまり役には立たない。

geobody 論の優れたところは、前近代国家の外延部のごく緩やかに従属していただけた部分が近代国家のボーダーラインによって明確に外部化したときに恰もかつては確固たる領土であったかのように感じられるという失地意識の形成機構を指摘したことだ。この議論は汎用的に有用性がある。問題はボーダーラインの内部の問題である。トンチャイが取り上げたタイ的な政治システムの場合は、ムアンと呼ばれる小自律単位が重層的にゆるやかに従属しているという流動的で不定形な政治空間、領域国家とは対極の在り方を示していたわけであるが、東アジアはそうではない。また、タイでは地図による広域的な空間認識についても宗教的なコスモロジーが優越していて、現実的な地理的空間認識が弱いという特徴を持っていたようだが、東アジアにはこれも当てはまらない。

ベトナムの前近代の国土については、版図、山河、行政単位の集合体（集権的官僚制の支配空間）について考える必要がある。版図とはまさに現実的な領土でありその公的表象としての地図である。これがまず geobody 論の前提を裏切る。山河とは区分のないグローバルな自然ではない。南北の山河は截然と区分される（南北の区分は国家意識と結びつくが、「越」という概念は違うという主張がある。間違っている。15 世紀の『大越史記全書』の凡例には「我越人」という表現がでてくるが、これは明かに「北人」との対比で用いられている）。そして集権的に統治される行政単位の集合体という点について注目すべきは、省にどの県が属し、どの県にどの村が所属するかが明確であることだ。そして末端まで文書行政でつながれる。ボーダーラインはなくてもそのおよその範囲は明確である。19 世紀前半には阮朝にはカンボジアやラオス方面に版図を拡大する構えを見せたが、その西に広がる空間と直省の空間の区別は明確である。ベトナムとは直省の集合体である。フランス期の近代的技術によってつくられた地図はベトナムの国土観にどのように作用したか。仏領期の地図にベトナムは存在しない。あるのは、コーチシナ、アンナン、トンキン、カンボジア、ラオスという 5 つの邦である。それでも多くのベトナム人はそこにベトナムを見出した。それは保護国であるアンナンと保護領であるトンキンだけではなく、直轄植民地コーチシナを含む三つの邦の結合体としてベトナムを認知した。ベトナムを作ったのは決して近代的な地図ではない。

■『大南一統志』（維新三年〈1910〉）には北圻・中圻・南圻を合わせた全圻圖が載せられている。植民地主義者の作った近代的地図とは異なる地図が持続していたことも忘れてはなるまい。

中国の場合は複雑である。清朝には、直省の集合体（China proper）、間接支配の藩部、冊封による宗属関係の範囲、そして茫漠と世界へ広がる天下という重層的な空間意識が存在した（四藩〈東夷・北狄・西戎・南蛮〉の列伝が置かれていた『唐書』とそれが外國傳に置き換わる『宋史』の間に世界観の転換があるのだろうが、私の手に負える話ではない。さら

に『明史』では外國傳であったものが、『清史稿』では**属國**傳となり、さらにこれとは別に**藩部**の伝が置かれている。単純なことかもしれないが、中華秩序なるものを考えるうえでこの変化は看過しえないものではないか。清朝において朝貢国を指すのに「属国」という言葉を使うようになるのはいつからなのだろう？*勿論、この「属国」は本来は西欧流の **dependency** ではない。）。しかし、忘れてならないのは、『大清一統志』（道光 22 年〈1842〉）に付された大清一統図は直省の集合体と間接支配の藩部のみを含んでいることだ。『大清一統輿圖』（同治 2 年〈1863〉）には冊封を受けた属国の図はあっても別図である。西欧の植民地化によって起こったことは、藩部と属国の区別の希薄化である（『清史稿』は古い意識を維持しているのではないか）。そこに大清一統図を基準とする近代的なボーダーラインが導入される。そのとき内部に置かれた藩部は直接支配の対象と読み替えられ、その外部に置かれた属国は失地と見なされる。この点においては **geobody** 論は有効である。しかし、近代的な地図のみが中国を作ったとみるのは単純すぎるだろう。さらに中国の場合は外部に置かれた属国を精神的に再支配するために新たな天下論を捏造する。世界に広がる天下でも大清の天下でもなく大清の空間に冊封国＝朝貢国を結び付けた新たな天下の創造である。この創造の影響を 20 世紀後半史学も蒙っているのではなかろうか。

* 中央研究院歴史語言研究所・韓國國史編纂委員會の『明實錄、朝鮮王朝實錄、清實錄資料庫』（http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/mqlc/hanjishilu?16:421331189:10:/raid/ihp_ebook2/hanji/ttsweb.ini:::@SPAWN#top）を用い「属国+安南」で検索してみたところ、『清實錄』では一番年次の古い記事として康熙 10 年（1671）に「查安南為本朝屬國」という記述があり（聖祖仁皇帝實錄 卷 35 康熙 10 年 4 月 1 日条）、さらに乾隆 4 年（1739）にも「安南係本朝屬國」とあり（高宗純皇帝實錄 卷 103 乾隆 4 年 10 月 21 日）、乾隆 27 年（1762）にも「安南世為本朝屬國」とある（高宗純皇帝實錄 卷 656 乾隆 27 年 3 月 6 日）。『明實錄』ではこのような記述は出てこなかった。

乾隆 25 年（1760）の『大清一統輿圖』（天龙长城文化艺术公司编『中国边疆史志集成 大清一統輿圖』北京：全國圖書館文獻縮微復制中心）には属國の地図は含まれていない。十二排西二「太平府、騰越州」（pp.184-185）の図を見ると、南方の東南アジア方面との境界には「交阯界、老撾界、阿瓦國界、緬國界」と記されているが、その南側は空白である。それがこの当時の「大清一統」の空間であった。それに対して、同治 2 年（1863）の清胡林翼嚴樹森輯『大清一統輿圖』（湖北撫署景桓樓藏板）には属国の別図が含まれている。18 世紀後半段階では宗属の関係性についての関心のみであった属国の空間性への関心は希薄であったようである。それが南京条約以後になると、属国の空間性についても関心が高まったものと見られる。

この付録的な空間意識をよすがに、さらに「属国」の空間が間接支配の土地（**dependency**）であったかのような解釈が生み出され、ボーダーライン導入後には失われた領土として表象されるようになるのであろう。他方、五四運動後の國恥論は条約によって国境が導入されその向こうが失地となったという漠然とした意識を生み出した。この両者が結合するのが 1930 年代であるとする。それが「旧時國界」の正体であろう。そして、水陸地図審査委員会による「团沙群島」の発見を経てその内側にもう一つの海上国境線が生み出されることになる。

補遺 32 で論じた通り、この「旧時國界」を最初に描いたのは、『中國歷代疆域戰爭合圖』（1920 年初版）中の「清代大一統圖」ではないかと考えているのだが、この捏造された虚妄の清代大一統の空間に阿富汗（アフガニスタン）が含まれていることも既に述べた。2021 年 8 月半ばにアフガンでタリバンが勝利した。そして中華人民共和国はそれに先立

ってタリバンと接触し支持を表明していた。アフガンを包摂するような巨大な政治空間を構想するイマジネーションは中国にとって決して新しいものではないのかもしれない。阿富汗は『清史稿』では属国と見なされているが、同じ属国と言っても東アジア、東南アジア方面の諸国とは趣を異にする。『清史稿』巻 529 列伝 316 属国 4 阿富汗には「(乾隆)二十七年、入貢良馬四、馬高七尺、長七尺。是爲回疆最西之屬國」とあるが、全く形だけの朝貢関係(＝無関係)に過ぎないことが窺われる。しかも朝貢はこの一回だけであったようである(『同』同上・帕米爾には「蓋阿富汗自乾隆後朝貢不通、久置之度外矣」とある)。そもそも阿富汗を屬國とみなしたのは、『清史稿』の編纂された民国初期のことかもしれない。それを踏まえて 1920 年代に、直省、藩部、属国を区別しない大清一統の虚偽的空間が描かれたときに阿富汗もそれに包摂されたのではあるまいか。

アフガニスタン史研究を参照すると、乾隆 27 年(1762)ごろはアフマッド・シャーがドゥッラーニー朝を成立させ、周辺(北インド、イラン、ウズベキスタン方面)に積極的な軍事攻勢を仕掛けていた時代であるが、清朝と交渉があったことは記されていない(登利谷正人、2019、『近代アフガニスタンの国家形成』東京：明石書店、Jonathan L. Lee、2019、*Afghanistan: A History from 1260 to the present*. London: Reaktion Book.)。清朝方面ではバダフシャーの反乱を鎮圧したくらいである(『清實録』では乾隆 27 年にアフガニスタンの使者はバダフシャーの仲介で朝賀に訪れたことになっている。巻 670 乾隆 27 年 9 月 12 日；巻 677 乾隆 27 年 12 月 29 日。二つの出来事には何らかの連関があるのかもしれない。『清實録』がアフガニスタンについての情報を載せるのはこの時だけである。)。アフガニスタンは清朝と無関係であった。アフガニスタンは 19 世紀後半以降イギリスの干渉を受け 20 世紀初頭にはその保護国となっていた(1919 年には独立)。清朝の版図の周辺部で西欧列強の支配下に置かれた空間を自分を見失ってしまっていた中国は全て失地とみなした。阿富汗も史実とは全く無関係に属国なるカテゴリーに押し込まれてしまった。藩部も、東南アジア・東アジアの朝貢国も、そして清朝とは殆ど無関係であった中央アジアやアフガニスタンの諸国も区別なく清朝の版図内にあったと見なされ、「清代大一統圖」なる出鱈目が『中國歷代疆域戰爭合圖』に載せられることになったという仕儀であろう。

★朝貢・冊封に関して、商人や僧侶といった通訳＝ブローカーの主導的役割を強調する議論があるが、彼らが作り上げた関係性を果たして地域秩序と呼べるのだろうか？また、東アジアの国際関係における商人のブローカー的役割を夙に指摘したのは和田久徳先生ではなかったかと思うが、あまりそれに言及したものを目にしない気がする。18 世紀の初頭にベトナム中部に地方政権を建てていた阮氏は広東系の仏教者＝ブローカーを仲介者(扇動者?)として冊封を求めて失敗する。しかし、それで阮氏政権がすぐに危機に陥ったりはせず、むしろ発展する。18 世紀後半の衰退は別の理由である。しかも、阮氏は 19 世紀初に南北統一をなしとげるわけであるが、それを清朝は傍観してただけである。清朝の冊封は適当なもので、それまで冊封を受けていた黎氏を篡奪した西山氏に「問罪の師」を送って失敗するわけであるが、西山が帰順して自分の 80 歳の誕生日にお祝いに来るとなると乾隆帝は喜んで迎えている。その直後に西山の旗色が悪くなるとこれをあっさり見捨てている。清朝にしろブローカーにしろ国際秩序の主導者とは単純には言い難い。

★東アジアを中華秩序という視点からとらえることには限界がある。ベトナムが中華主義の国だというのは間違っていない。しかし、そのような切り口で見えなくなってしまうことの方が大事なのだ。日本や韓国と違ってベトナムの周囲には他の国々や民族が多数存在する。いくつかの国や民族はベトナムに朝貢し、阮朝であればそれが會典に規定されている。単なる妄想でしかない日本や韓国の中華思想よりはるかに実質的な制度的基盤を持っているとはいえる。しかし、実態についてみるとどうか。例えば 19 世紀前半の現実の国際関係のなかでタイとベトナムは対等のライバルであり(ビルマも格は同等だろう)、ヴィエンチャンやルアンパバーンやカンボジアをめぐる争っている。その現実的な国際関係の展開を中華思想がどうにかできるわけではない。実際朝貢の規定があってもルアンパバーンは殆ど朝貢には来な

い。タイと衝突したヴィエンチャンのアヌ王が助けを求めてきたとき、礼制に則ってこれを丁重に迎える。しかし人望を失っている彼が帰国するとなるとヴィエンチャンまで護送はしたが、あとはタイに蹂躪されるままに放置した。中華思想が現実の国際秩序を規定してなどしないのだ。

★あるいは、永楽帝がベトナムを征服した際の一つの理由として中国の皇帝のひそみに倣い九章冕服を下賜したことが礼秩序に悖ると非難されたらしいが、小さいことだ。基本はベトナム王朝の篡奪者へ「問罪の師」を送ったということにつきる。それが中越関係を規定する基本要因である。ほぼこの点のみが重要なのだろう。中国の礼秩序への挑戦というのならば皇帝を名乗り独自の年号を使う時点でアウトなはずだが、これは見て見ぬふりである。ベトナムは日本や韓国のように中華思想のファンタジーのなかだけで生きているわけではないのである。朝貢国の番付でベトナムが朝鮮と張り合おうとしたのはベトナムのプライドの問題であろうが、特に現実的交渉のない二国の上下関係の意識を国際秩序と呼ぶのはあまりに大げさであろう。

■東アジアの「一統志」について次の論集が出た。

小田二章・高井康典行・吉野正史編、2021.『書物のなかの近世国家 東アジア「一統志」の時代』東京：勉誠出版。
地方志と全国志の相互関係、国家の地誌と民間の地誌の相互関係について興味深い指摘が多々含まれている。ベトナムの『大南一統志』について岡田雅志氏が論考を載せており、有益な情報を載せるが、『大南一統志』にやや強引に阮朝の中華秩序を読み込んでいるようにみえる。私は見解を異にする。

そして日本である。日本の古代国家は中国の影響のもとに「くにの集合体」を作り上げた。それは幕末まで連綿で継承された。中世の行基図については外延部のコスモロジーに注目されることが多いが、むしろその中核に「くにの集合体」が確固たるものとして描かれ続けたことの方が重要であろう。それが日本なのだ。「くにの集合体」の意識と知識は近世の幕藩制のもとでも各種の庶民的な「くに尽くし」によって継承される。繰り返すが、それが日本である。勿論、この日本は琉球と蝦夷を含まない。それは近代になって日本に包摂される。だから、台湾や朝鮮や満洲と同じだという議論がある。全く違う。近代初期に琉球と蝦夷・千島が日本に結合されたとき、「くに尽くし」がすぐに作り直された。沖縄から千島までを含む「国尽くし」が明治の初期には多数つくられている。それは日本人の想像力にとって容易なことであったようだ。この想像力に対して近代的な地図も重要な作用を果たしたと思われるが、おそらくそれが決定的だったわけではあるまい。

国境は行政の管轄範囲を示すものにすぎず経済活動や文化活動はそれを超えてゆくという指摘があり、もっともな面もあるが、一面的でもある。文化を非遺伝的な情報の伝達と共有、とくに意味や価値の共有と体得（身につく）の過程と結果としてとらえるなら、国土観・歴史観の共有はまさに文化であり、国境を無化するというより有効化すると言える。その支配を嫌って喧伝されたサブカルチャーの開放的・解放的な力は次第に衰えレイシズム批判のなかで「文化盗用」なる概念まで生み出すような倒錯的で滑稽な事態に立ち至っているように見える。

琉球と日本の関係について注意すべきは、両者の言語文化的つながりである。琉球が中国王朝に朝貢し中国大陆と密接な貿易関係を結んでおり、そのため公文書が漢字漢文で書かれていたことは琉球の書字文化の重要な特徴である。しかし、その漢文を学ぶとき、琉球の人々は日本と同じように訓読を行っていた。江戸時代には訓点の入った和刻本が漢文学習に使用された。中国語と琉球語とは系統が異なる。琉球語と日本語は系統が同じである。琉球は日本と底流を同じくしている。琉球王国の伝統を考えたとき、琉球自治論は心情的にはまだ理解できる（私としては、思いとどまっ

てほしいと切に願うが)。しかし、琉球の独立が大中国への包摂を前提とするなら、全く馬鹿げたことだ。

なお、geobody 論が前近代の領土意識を否定するのに対抗して前近代の geobody を語る論者があり、その意図はわかるのだが、私としては概念の混乱を招く懸念を感じるので、それには従わない。

付記

張海鵬総主編『中國海域史』全五巻のなかの李金明『中国海域史 南海巻』（上海古籍出版社、2020 年 12 月）を入手した。ぱらぱらとめくった印象では中国の従来からの公式史観を総合したものと思受けられる。これまでの検討結果によって対応可能な気もするが、まともに批評するとなると、それなりの分量があるので、かなり時間をとられることになることが予想される。ひとまず置く。